

## 社会保障審議会福祉部会議事録

- 1 日時：平成19年3月29日（木）16:58～19:04
- 2 場所：霞が関東京會館「ゴールドスタールーム」
- 3 出席委員：岩田部会長、石原委員、石橋委員、井部委員、江草委員、小島委員、京極部会長代理、鴻江委員、木間委員、駒村委員、白澤委員、高岡委員、鶴委員、福田委員（代理：田中栃木県保健福祉部長）、堀田委員、村尾委員、森委員

欠席委員：中島委員

### 4 議事

- (1) 人材確保指針の見直しについて
- (2) 介護・福祉サービス従事者の現状

### 5 審議の内容

○岩田部会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「社会保障審議会福祉部会」を開催いたします。

お花見日和の夕刻に大変申し訳ないです。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の委員の出欠状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○矢崎総務課長 本日の委員の先生方の出欠状況でございますが、福田委員が御欠席でございます。福田委員の代理として、栃木県保健福祉部長の田中さんがお見えでございます。なお、中島委員、駒村委員につきましては、所用で遅れるという御連絡をいただいております。

また、本日は介護労働力をめぐる現状についてお話いただくということで、財団法人介護労働安定センターの野寺康幸理事長、社会福祉法人大阪府福祉人材センターの上田哲夫所長にお越しいただいております。

それでは、部会長、以後の御進行よろしくお願いいたします。

○岩田部会長 それでは、早速、本日の議事に入りたいと思います。

まず初めに、これまでこの部会でも御議論いただきました「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案について」事務局より報告をお願いいたします。

○木下福祉基盤課長 福祉基盤課長でございます。

私の方から「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案について」の中身について、御説明をさせていただきます。

資料1でございます。A4の横長の資料でございます。

この法律案につきましては、昨年12月12日に当部会におきまして、社会福祉士及び介護福祉士の在り方についての意見書をおまとめいただきまして、それに沿いまして、法案の作成作業に入りました。

3月13日に政府としての閣議決定を終えまして、14日に国会に提出をしている。こう

いう状況でございます。今後の審議は、参議院先議ということで、法案の順番で幾つかの法案がございますので、4月中にも審議に入れるかなという状況でございます。

資料の2ページ目をお開きいただきたいと思います。

「I 見直しの背景・ポイント」でございます。昨年まで当部会で御議論いただきましたところのベースとなる部分でございます。

「見直しの背景」は、介護・福祉ニーズの多様化に対応して、特に資格の在り方について、対応した形でレベルアップを図るべきであるということが求められております。

そこで、1つは、この表の中の左側でございますように、介護福祉士に関しては、特に介護保険制度あるいは障害者の自立支援制度、そういったものが導入をされて、認知症ですとか、あるいは身体障害の多様化、そういったものにきちっと対応できるような資格にシなくてはいけないというのが介護福祉士です。

もう一方、右でございますように、社会福祉士に関しては、特にサービスの幅が広がってきておりまして、特に最近では、権利擁護ですとか、あるいはサービスの利用支援といった面について、きめ細かい相談事例が増えておるということで、それに対応した資格にすべきであるということで、そういった背景の中で「改正案のポイント」としては、4つほど挙げてございます。

1つは後ほど細かく御説明いたしますが、まず定義規定の見直しということでございます。これに関しては、部会でもさまざまな意見があり、実態を反映していないという御意見もございました。それについての見直しを図るとというのが1点。

2つ目が、義務規定ということで、これは定義規定と密接に関係いたしますけれども、資格を持った方がサービスを実際に行う場合に、どういう考え方、理念の下で働くかというところが、義務規定でございまして、それを幾つか追加しております。

3つ目が、特に御議論を呼びました資格の教育の問題でございまして、1つは介護福祉士の資格取得方法を、国家試験に統一化するというところで、一元化ということでございます。

2つ目が、社会福祉士についても、同様に資格取得方法について、見直しを図りたいということでございます。

4つ目が、社会福祉士の任用・活用。特に進んでいない任用・活用について、推進を図るということで、4つほどポイントが挙げられております。

3ページ目にその具体的な内容が出てございます。「II 定義規定の見直し」で、まず介護福祉士でございますが、1つは「現行」をごらんいただければと思いますが「専門的知識・技術をもって、入浴、排せつ、食事その他の介護等を行うことを業とする者」ということで、定義がございます。これに関しては、身体介護に随分偏っている表現である。むしろ、心身という形で心のケアも含めた定義に、実態に合った形で見直すべきである。こういう御意見が多数ございまして、それを踏まえて「専門的知識・技術を持って、心身の状況に応じた介護等を行うことを業とする者」という形に見直しをしたいということで

ございます。

社会福祉士に関しては、社会福祉士の行う業務としては、相談援助がまず中心的な部分であります。併せて、自ら相談を解決する部分だけではなくて、つなぐ役割、ネットワークの部分ですとか、あるいは地域の福祉資源の開発をする部分、そういったかなり幅広い役割があるはずであります。それが定義規定においては、十分反映されていないこともあり、現行を改正案のように、福祉サービスを提供する者または医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者というふうには、これも実際求められる社会福祉士像に合わせた形で見直しを図りたいということでございます。

4 ページ目が義務規定でございます。義務規定に関しては、これは定義とも密接でありますし、むしろ、定義で挙げられるべきではないかという御意見も多々ございました。これは法制的にも十分に法制局においても議論をさせていただきまして、結果的に、定義規定に盛り込めない部分も含めて、義務規定に落とし込んでございます。

「現行」が「◆信用失墜行為の禁止」「◆秘密保持義務」「◆連携」あるいは「◆名称の使用制限」という形で、4つの義務規定がございます。これに追加をいたしまして、赤字で書いた部分でございますが「◆誠実義務」。具体的に個人の尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行うという点。

「◆連携」といたしまして、もともと医師その他の医療関係者との連携という規定はありますけれども、福祉サービスの提供者との連携は明示をされていません。前提としては、当然だということだったんだろうと思いますが、それは明確化をして、福祉サービスを提供する者または医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携という形で書いてございます。ただ、その前提として、どういう方々に対して、どういう考え方でというのが、認知症であること等の心身の状況その他の状況に応じてということを挙げさせていただいております。

それから、もう一つは「◆資質向上の責務」ということで、言わば資格を取っても、その後の自己研さんという形に努めるということ、具体的には知識及び技能の向上に努めなければならないということ、これを挙げさせていただいております。

社会福祉士に関しましても、同様でございますが「◆誠実義務」で、個人の尊厳の保持ということ、これを挙げておりますことと、それから「◆連携」のところ、先ほど申し上げましたネットワークの部分と地域の資源の開発という部分、そういったものを連携の中に盛り込みまして、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービスを提供する者または医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携という規定を置いてございます。

それから「◆資質向上の責務」ということで、自己研さんということでございます。

6 ページ目でございます。6 ページ目が「IV 資格取得方法の見直し」で「①介護福祉

士」に関する部分でございます。

まず基本的には、考え方として、すべての者は一定の教育プロセスを終えた後に、国家試験を受験するという形で、資格取得方法を一元化するというところでございまして、いずれにしても、すべてのコースで国家試験に合格しなければ、介護福祉士になれないということをやまず基本の考え方に置いております。その上で、それぞれのコースについての資格取得のカリキュラムについての見直し、時間数等を図っております。具体的には、養成施設ルートに関しては、1,650時間については1,800時間に引き上げた上で、国家試験を課すということ。それから、福祉系高校につきましても、養成施設と同様に、1,800時間まで、1,190時間を引き上げることを考えております。それから、もう一つは、実務経験につきましても、新たに600時間、6か月以上の養成課程を終えた上で、国家試験ということでございます。勿論、実務経験ルートについては、働きながらということでございますので、通信課程等も含めて、できるだけバリエーションのあるような形の養成課程にしたいということでございます。この中で、国家試験を課す養成施設ルートに関して、幾つかの経過措置を置いてございます。それが7ページ目でございます。

まず試験を課す時期の問題でございますが、さまざまにあるのは準備期間ですとか、ございます。それから、現在養成施設で学ばれている方もございますので、そういったことも配慮して、実際に国家試験を課す時期は、24年度ということですが、実際上は25年1月の試験から、養成校を卒業をされた方は、国家試験を受験するという仕組みでございます。それが1つ。

もう一つは、法制的な面でクリアしなければならない問題がございまして、経過措置として挙げております。その問題と申しますのは、この中で2つ目の○にございますが、当該養成施設ルートに関しては、1つはフィリピンの方が日本に入ってきて、介護福祉士を目指すという扱いについて、フィリピンとの間での経済連携協定、EPAの協定というものを昨年9月9日に小泉前総理とアロヨ大統領との間で調印をしております。それを踏まえて、具体的な条約案について、両国で審議をすることになっておりまして、それが日本におきましては、12月の臨時国会におきまして議論をし、条約を批准したことになります。

一方、フィリピン側は、向こうの事情もさまざまございまして、本来2月の議会、上院議会だったんですが、実はそれが十分に時間をとれなくて、結果的には、まだ批准をしておりませんで、この夏、7月以降に延びる見込みとなっております。ただ、フィリピンが入る場合のルートとしては、1つは養成施設ルートでございまして、現行のルートで、養成施設の卒業者は国家試験を経ることなく、介護福祉士の資格を取得することができるという現行制度を前提として、協定を調印しております。その調印の下で、フィリピン側も議会の方の審議に備えているという状況でございますので、したがって、現在、提出をしている法案の中では、まず国際法であるフィリピンとの協定に違反しないような形で、国内法の整備をしなくてははいけません。つまり、国家試験を課すということは、基本的には協

定から見れば、約束をしたことに対しては、違反をするという法制的な問題が生じるということになります。それを解決するために、考えましたのが、養成施設の卒業者は、当分の間、准介護福祉士の名称を用いることができるという考え方をとりました。この仕組み自体は、下の図にありますように、現在の1,650時間を評価して、現在は介護福祉士の資格を与えているわけでありましたが、今回1,800時間に引き上げた上で、国家試験を受験はしていただきますが、仮に落ちた方、あるいは何かの事情で受験できなかった方については、当分の間、これまでと同じような形で、介護福祉士に準じる資格として、准介護福祉士を与えるということでございます。この准介護福祉士は、介護福祉士と同様の業務を行うことにはなりますけれども、ただ、法律上は、1つは業務の仕方といいますのは、若干、段差を設けておりまして、准介護福祉士は、介護福祉士の技術的援助・助言を仰ぐという形になっています。ただ、看護のように、具体的な個別指示で相談をするということではなくて、必要に応じて相談をすることになる。それが1つ。

もう一つは、赤の部分で書きましたように、准介護福祉士は、介護福祉士となるように努めなければならないという規定を法律上置いております。いずれにしても、国家試験を受けていただいて、合格しなければ介護福祉士にはなれないという基本的な方針には変わりはないということで、あくまでもフィリピンとの協定上、そごを来すので、当分の間、国家試験に課し、合格しなければ介護福祉士になりませんという方針の下に、いずれにしても、協定として見直しをした上で、この准については、いずれのときに、環境が整えば解消すると考えております。あくまでも暫定的、経過的な措置であると考えております。

8ページ目でございますが、福祉系高校ルートでございます。このルートは、先ほどのルート図にございましたように、1,190時間を1,800時間に引き上げることが、まず大前提でございます。その上で、経過措置を設けておりますのは、真ん中にごございますように、平成21年度から25年度までの入学者に限って、1,190時間の課程を卒業した後に、9か月の実務経験。これはこの部会の意見書の中で盛り込まれた部分でございますが、これを時限的に5年間の時限措置にしようと考えております。こうすることによって、実際上は新しいカリキュラムに移行するのが21年度でございまして、その時点で、1,800時間に移行する高校と、そうではない高校に分かれます。分かれて、1,190時間を残したところは、9か月の実務経験をして、28年の3月の卒業生まで福祉系高校の1,190時間のルートは続いていく。こういう整理になるわけでありまして。

併せて、高校につきましては、これまで明確な養成施設と同様の基準があるわけではございませんで、これを今回の1,800時間の見直しに併せて、1つは基準を、文科大臣と厚労大臣の両省の基準の省令を決めていこうと考えております。そうなりますと、指導監督につきましても、両大臣が高校についても、指導監督をするという仕組みに変えるということでございます。

もう一つ、実務経験ルートにつきましては、3年プラス6か月ということでございます。24年度から施行になりますが、具体的なスケジュールは、目を見ていただいた方がわかり

やすいので、Dのところを見ていただきたいと思います。このところで、まずポイントは、1つは新しいカリキュラムがいつからかというところが、21年度のところに、縦のブルーのラインが出ております。これが新しい1,800時間の課程がスタートする時期であります。したがって、色で色分けしてございまして、旧課程が赤、新課程がブルーになってございまして、グリーンラインが新しい国家試験を課す場面の施行時期で、24年度になっております。したがって、養成施設で見ていただきますと、20年度に入学をされた方は、旧カリで試験なしということで、現行どおり。21年度に入学された方は、23年の3月に卒業されますが、これは新しいカリキュラムではありますが、国家試験はなしということでございます。逆に23年度に入学された方は、新しい国家試験を課させるということになります。そのように見ていただきますと、福祉系高校も同じように赤のラインとブルーのラインで分かれるわけでありまして、実務経験ルートにつきましても、3年間、まず、現行ある方については、国家試験であります。24年度から600時間を付加することになりますので、これは考え方として、24年4月1日までは、600時間が不要で、現行どおり、そのまま国家試験を受験する。ただ、24年4月以降は、プラス600時間という形になります。したがって、プラス600時間といいますが、働きながら取っていただくこととなりますので、24年にかかるかどうかというのがわかる時点というのは、もうちょっと前に、当然わかりますから、例えば22年度ぐらいから通信講座とかを受けながらやるというのが、多分、現実的な姿かなと思っております。

社会福祉士に関しては、10ページでございますが、御議論いただきましたように、実践力の高い資格にしたいということで、1つは実習部分等の基準をきちんと設けていくことが、この部会でも御議論いただきましたので、福祉系大学ルートにつきましても、そういう形で、黄色にありますように、指定科目履修で実習等に基準設定ということになります。

養成施設については、1,050時間を1,200時間に若干厚みを持たせるということ。行政職ルートにつきましても、5年を4年に変えて600時間、6か月以上の養成課程を経る。これも通信等も含めて、バリエーションのあるものにしていくということになります。

11ページ目は、今、申し上げたことを書いてございます。同じように基準づくりも、両省で行うことになっておりますし、行政職ルートも若干の経過措置、5年間の経過措置を設けているということになります。

12ページは、ルート図には出ておりませんが、社会福祉士主事から社会福祉士へのステップアップについても、盛り込んでおります。社会福祉主事の養成課程を修了した後、2年間の実務経験プラス6か月の養成課程。これも道をつくらうということで、21年度から施行。

任用資格として、従来あった児童福祉司に加えまして、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司についても、社会福祉士の任用資格として位置づけようということでございます。

13ページ、14ページは、この部会での意見書に盛り込まれた事項で、今回の法律等におきまして対応した部分と、残されて今後議論する部分を色分けしたものでございます。黄

色の部分が今回の法律でございまして、白抜きの部分は、現在、検討しております教育カリキュラムの問題あるいは教員の要件も含めた問題。国家試験の在り方の問題も多数議論いただきまして、新しく委員会を立ち上げて議論していただく。介護技術講習の見直し。これも多くの議論をいただきました、更にレベルアップを図る専門介護福祉士の在り方をどうすべきかということも検討会を立ち上げて議論をしたいと思っております。ルート図に部会での議論もございましたが、介護職員基礎研修、ホームヘルパー研修も含めた部分であります。これは500時間の研修がございまして。これについては、部会の意見でも教育の1,800時間の養成施設ルート、あるいは福祉系高校ルートがカリキュラム全体を見直しますので、それに併せて、500時間が適切かどうか、あるいは教員要件等が必要ないかどうか、そういったことを議論した上で、この介護福祉士のルートで対応することになっておりましたので、これは今後、具体的にカリキュラム、教員の要件等が決まりましたらば、それに併せて、見直しをして、介護福祉士のルートにつなげていく。したがって、今回の法律案には盛り込んでおりません。

14ページが社会福祉士でございまして。これも同じような形での検討が残されております。

更に、介護の担い手の人材確保として、本日から御議論いただく人材確保指針についての見直し、これも部会での意見書でもございましたが、処遇をどうするか。介護福祉士のレベルを上げたけれども、それに伴って、きっちりとした社会的な評価をする。それが1つの処遇でありますので、そういった面で、介護保険での扱いをどうするかということについても、今後、対応する。21年度が介護報酬の見直しですから、それまでのところで、さまざまな議論をしたい。

任用要件、施設長など、こういったところも、どういう形でステップアップしていくのかということを見据えて、議論しなければいけないと思っております。

以上が社会福祉士、介護福祉士の法案の概要でございまして。

○岩田部会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御質問がございましたら、どうぞ。

○石橋委員 社会福祉士、介護福祉士の一部改正法案に関しましては、介護福祉士制度ができて20年ということで、我々職能団体としても、他の専門職と同様にすべてのものが一定の教育を得て、そして、すべて国家試験を受けるという資格取得方法の一元化の方向性について法改正が望ましいと考えておりましたし、これまで、審議会の方で検討されてきました内容につきましては、賛成するということです。

ただし、准介護福祉士の創設に関しまして、職能団体としては、将来的に介護福祉士の処遇の低下につながる懸念や、また、介護の現場の混乱につながることも考えられますし、他の医療・福祉等の専門職に比べて介護福祉士だけが国家試験に不合格になった場合は、准介護福祉士の資格を与えるというのは、社会的評価の面から見ましても、いかななものかなと考えておりますし、資格全体のレベルアップに反するとの懸念から、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に当たりまして、准介護福祉士の部分につきましては、早急に

削除していただきたいと思っております。

それから、当分の間という説明がありましたけれども、そこにつきましても、少なくともいつの時期なのかという期限を明記することが必要だと思っております。この件につきまして、我々職能団体としては、3月14日に厚生労働大臣あてに要望書を提出させていただいたことを、まず御報告させていただきたいと思えます。

○岩田部会長 小島委員、どうぞ。

○小島委員 私どもも、今、石橋委員が指摘されました准介護福祉士の問題は、極めて問題があると思っております。この部会で、昨年末に意見をとりまとめる段階では、ほとんどこの問題は議論になかった。今回の法改正の趣旨は、まさに、今、言われましたように、資質の向上をはかるため、国家試験を受けることに一元化するということです。

そういう観点からしますと、准介護福祉士の創設ということについては、極めて問題があると思っております。私ども連合に加盟する組合員の中にも介護福祉士の皆さんが何人かおられます。そういう人たちの御意見を伺ってみると、介護現場では、もし、准介護福祉士が暫定的あるいは当分の間という形でも出てくることになれば、相当混乱が生じるのではないかと危惧しています。今でさえ介護福祉士の資格を持っていても、賃金、労働条件、処遇に問題があるので、今回の法改正の趣旨が、そのとおり進むかどうか、極めて懸念を持っております。現場からは、今回の准介護福祉士の創設については、強く反対という意見が出されています。

フィリピンとの協定という外交上の問題もあるという説明ですが、そこは早急に解消し、今回の法改正の趣旨を生かしていくべきであると思っております。

私も福祉部会のメンバーとして、とりまとめに参加した立場からすると、今回の准介護福祉士の創設については、強く反対という意見を述べておきたいと思えます。

質問が2つほどあります。この法文の中では、准介護福祉士の役割と申しますか、介護福祉士との関係でいえば、介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、介護等を業とする者という位置づけになっています。もし、職場等に准介護福祉士しかいない場合には、介護福祉士の助言というのは、どういう位置づけになるのかというのが1つです。

もう一つ、准介護福祉士については、概要の7ページにありますように「介護福祉士となるように努めなければならない旨を法律上規定」と書いてあります。それは具体的にどういう努力義務なのか。もう一度国家試験を受けろということだと思えますけれども、具体的に、どういうふうに努めなければならないという趣旨を生かしていくのかということ。

○岩田部会長 どうぞ。

○木下福祉基盤課長 准介護福祉士は、介護福祉士に技術援助及び助言を受けなければならない。職場にいなければどうなのかということですが、基本的には職場ですが、ただ、いない場合には、地域の中でのネットワークとして、介護福祉士がいるような職場と施設ができるだけ連携をとりながら、特に通常の業務で助言の必要のない部分は、判断として必要ありません。必要な場合は得るという形で、ネットワークの中で対応するということ



を考えております。

もう一つは、努めなければならないというのは、いわゆる努力義務規定なので、介護福祉士全体として准介護福祉士さんが自己研さんに努める。この法律自体はそれぞれが自己研さんして、レベルアップするという全体としての法制的構成の流れになっておりますので、その意味で、准介護福祉士さんも介護福祉士の資格を取っていない場合には、職場においても、お互い取るような形で研修等を通じまして、努めてくださいと。次に1回落ちても、再チャレンジしてくださいということで、全体として、職場もそうですが、学校、養成校を含めて、そういう形での機運といいますか、行動を起こしていただければということで、実際には努めるということ達成したいと思っております。

○岩田部会長 よろしいでしょうか。森委員、どうぞ。

○森委員 私は保険者という立場で、この問題は、現場にとって介護保険制度を永続、持続可能な制度としてやっていくときに、やはり信頼を勝ち得ていかなければいけない。例えば介護保険の法改正は、5年に一度ということを含めてやっていかれて、今回の准介護福祉士の問題は、私ども現場のいわゆる保険者として、いかにして、利用者あるいは保険料をいただく皆さん方から信頼できる制度にしていかなければいけないということを常々考えている。そういう中での准介護士の取扱いは、現場の中で、悪く言えば、業者の方が准介護士をとということだけで取り組まれてしまうと、ある面では質の問題が生じる。

今回の法改正は、そういう点ではすごくいい法改正をしていただける、質を高めるということに対しては、私ども現場としては大変喜んでおります。しかし、准介護福祉士が混在することによって、どういう問題がこれから起こってくるのかということです。

もう一つ、これは福祉部会ですけれども、以前、中村さんが老健局の局長さんをやっておられたときに、堀田先生もお見えでございますが、2015年の高齢者福祉の問題は認知症を含めて、これからの大きな課題を解決していくという理念が、私はこの中にもはっきり打ち立てておられると思っておりますので、そういう点で、是非とも信頼できる制度にするための質の担保をどういうふうに考えていらっしゃるか。これを是非お伺いしたいと思います。

○岩田部会長 どうぞ。

○中村社会・援護局長 委員の皆様から、いろいろ御意見、御質問を賜りまして、どうもありがとうございます。

先ほど基盤課長からも御説明いたしましたように、閣議決定をして、法案を提出することができましたので、この点については、委員の皆様には御礼を申し上げます。

この部会の意見書を踏まえて、法案作成に当たりましたが、法案作成過程において、先ほど協定との関係などを御説明申し上げましたが、その点につきましては、私ども厚生労働省としての責任で、ここの部分は法案提出上どうしても法制的にもクリアしなければならない。こういうこともございましたので、そういう判断をし、法案作成をし、与党の審議も経て、また閣議決定もさせていただいたということで、まずその点の経過の

御説明をさせていただきます。

したがって、ここの部分については、全体としては、先生方の御意見を法律をつくるときに踏まえつつやりましたが、准介護福祉士の部分については、私どもの政府内部の調整、法案提出する過程で、厚生労働省の判断としてさせていただいたということを、まず御報告させていただきたいと思えます。

今回の法改正の基本的な考え方は、今、森委員からもお話がございましたように、資料の最初の方でも書かせていただいていますように、介護福祉士の資質の向上を図る。介護福祉士についてだけ申し上げますと、介護福祉士という国家資格の質の向上を図って、専門的な介護ができる介護福祉士の評価を高めて、それにふさわしい処遇の確保を行うという好循環をつくっていかう。そういう仕組みを構築したいと思っております。

そのために、まず資格制度の見直しをしたわけでございまして、確かに好循環をつくるためには、この会の後半から人材確保のために何をしなければならないかの御議論になるわけですが、それと対になってやっていかなければならないと思っております。この資格制度だけで完成ではなくて、これに併せて、さまざまな政策を組み合わせ、好循環をつくっていく。こういうふうを考えています。

そのために、今度の介護福祉士の定義、義務規定の見直しをさせていただきましたし、資格を取得していただく仕組みも、一定の教育プロセスを経た後に、一律に国家試験を受けていただく。こういうことを実現し、この資格制度を確立することによって、好循環をつくりたいと考えているわけでございます。

そういった中で、准介護福祉士ということで現場が混乱するのではないかと、処遇の低下につながるのではないかと御指摘、御懸念をいただいているわけですが、そういった意味で、政策の基本としては、質を高める、またそういったことを担う資格としては、介護福祉士が基本である。それは老健局のときに、介護保険部会でも、これからの介護の担い手は、基本的に介護福祉士を基本とするということで、この部会でいただいた御意見もそうだと思いますが、基本形が介護福祉士であることは、いささかも変わっておりません。それが第1点でございます。

第2点は、そういった目で准介護福祉士を見させていただきますと、先ほどの7ページの資料でもおわかりいただけますように、基本の資格の完成形である介護福祉士の資格を目指す、言わば途上にある。資格としても、途上にある方の位置づけである。どう見てもそうとらえられるわけでありますので、介護分野における施策に組み込まれる資格、あるいは介護分野の施策として考えるときの中心的な資格としては、まず介護福祉士を基本とするということでございます。そういった意味では、准の方は、この図でごらんいただきますように、完成形に向かって途上の方でありますので、法律上も完成に向かって努めていただくことを明記しております。

私ども、そういう義務規定を明記させていただいたということは、介護福祉士をつくる任に当たっている養成校の方、あるいは介護福祉士を受け入れようとしておられる事業者

の方、介護福祉士になろうとしている中で准の状態にある方々に、本来の資格になるように努めていただく規定を置いたことは、資格のない方と介護福祉士と准の関係を明確に示しているものではないかと私どもは考えています。

部会のときに、ここまで御議論いただけなかった点は、申し訳ない点があるわけですが、限られた時間の中で、法案提出作業をさせていただきました。

客観情勢からいいますと、これをつくらない。この踊り場をつくらないでは、政府としては法案が出せない状況に、協定との関係になっております。

先ほど御紹介いたしましたように、フィリピン側の状況もありますので、もう一回交渉し直せばいいのではないかというお話があるかと思いますが、多分、それは今のままでいくと数年単位で先になってしまうということもございまして、定義、義務規定、我が国における資格取得方法の一元化、社会福祉士等における任用、活用の強化ということの全体を考えれば、多分いろいろな点で御意見は賜るとは思いますけれども、法案提出をした方が、全体として、先ほど申し上げた意味での好循環に貢献するのではないかと考えて、提出させていただいた次第です。

もう一つは、介護保険制度でも、事業所における情報開示が進んでおりますので、やはり利用者の方が、私どもも、今、申し上げたスタンスは、法律の立法、審議の過程、また法律が通った後でも、いろいろなところできちんと御説明していくつもりでありますので、そういった意味では、サービスを利用者の方が選ぶという世界の中では、7ページの図を見ていただきながら、利用者の方に判断していただくときに、混乱は余り生じないのではないかと。そういう点も、私どもは中で議論しながら、このような形でまとめさせていただいた次第でございます。

どうか委員の皆様方に御了解賜りながら、また、いただいた意見は、できるだけこういう仕組みをとらなくてもよくなるような、客観的な状況になるように、私どもも最大限の努力をしてみたいと思いますので、その点御理解を賜りたいと思っております。

説明が長くなりましたが、以上でございます。

○岩田部会長　どうぞ。

○石原委員　私ども介護現場におりますと、現在、介護を担当しておりますスタッフは介護福祉士の資格を持つものもそうでないものも混在して同じような仕事をきちっと遂行しているわけです。これは介護福祉士の資格が業務独占ではなく名称独占であるためのある面でのいい結果ではないかと思えます。

介護の現場では、尊厳を支えるケアを実践するためには全ての人が尊重されることが基本です。

准介護福祉士の問題で唯一、気をつけていく必要がある点は、介護者の中に差別意識が生まれないようにすること、仕事上での差別が生まれないようにすることだと思います。

○岩田部会長　ありがとうございました。

この問題に余り時間を使えませんが、一言ずつお願いします。まず、田中さんど